

復 命 書

決 裁	所 長	次 長	農山村整備部技監	総務課長	森林経営課長	課 僚
						治山課長

出張年月日	令和3年7月20日(火) 9:00~10:45(打合せ)、11:30~12:30(現地調査)
用 件	熱海市伊豆山における開発行為について
出張先	熱海市役所・熱海市伊豆山

1 概要

令和3年6月15日に熱海市まちづくり課から「熱海市伊豆山地内において無断で土砂投棄が行われている」と情報提供があり、同月24日に熱海市[]に情報整理等の依頼をした標題の件について、事業者に対する伐採届に係る指導について同席依頼があったので対応した。

2 出席者

所属等	(役職) 氏名
事業者(行為者)	[] ※ []の代理として出席。
熱海市まちづくり課 (都計法・宅造法・風致条例所管課)	[]
熱海市都市整備課 (土採取条例所管課)	[]
熱海市観光経済課 []	[]
東部農林事務所森林経営課	[]
東部農林事務所治山課	[]

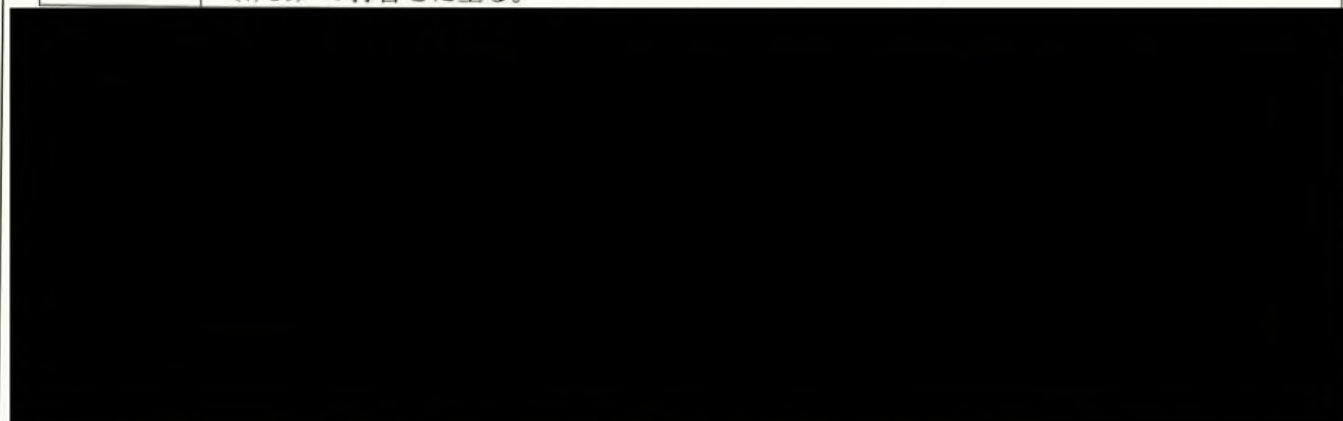
3 内容

(1) 打合せ

【熱海市まちづくり課】

・これまでの経緯は下表のとおり。

日時	内容
R3. 6. 11	地域住民からダンプトラックが出入りしているとの通報が熱海市まちづくり課に有り。
R3. 6. 15	熱海市が現地調査をしたところ、[]の姿があったため事情聴取。[]土砂を1か月程度(R3. 5~)搬入しているとの話があった。規模的に法令手続きが必要な可能性があったため、[]が口頭で中止指導→以降作業は中止している
R3. 6. 18	土地所有者である[]に事情聴取。[]土採取条例及び風致条例にかかる可能性があったため、状況説明をその場で求めた。
R3. 6. 23	上記内容を文書でも施行(報告メ切: 7/8、同時に伐採届の指導文書も施行)
R3. 7. 7	[]上記指導文書を確認。報告期日(7/8)に間に合わないことが明らかであったため、7/12に電話で調整、本日(7/20)の打合せに至る。



【熱海市まちづくり課】

- ・ 取り急ぎ土砂流出防止対策をすること。

【熱海市】

H28に緊急伐採届が出されているがその中でも植栽する旨記載されている。その履行（植栽）も終わっていない段階で、次期計画（今回の土砂投棄）を進めるのは市として認められない。まず、緊急伐採箇所の植栽すること。また、今回の土砂投棄も無届で行われているのでその伐採届と顛末書もその後提出すること。

上記やり取りに加えて、土採取条例及び風致条例担当から、R3. 6. 23 付け文書への回答文書に記載にあたっての指導が行われた。

(2) 現地調査

熱海市の協力要請を受け、緊急伐採及び土砂投棄箇所の現地調査を行った。

【土砂投棄箇所】

【緊急伐採箇所】

<今後の対応（案）>

東部農林事務所長 様

上記のとおり復命します。

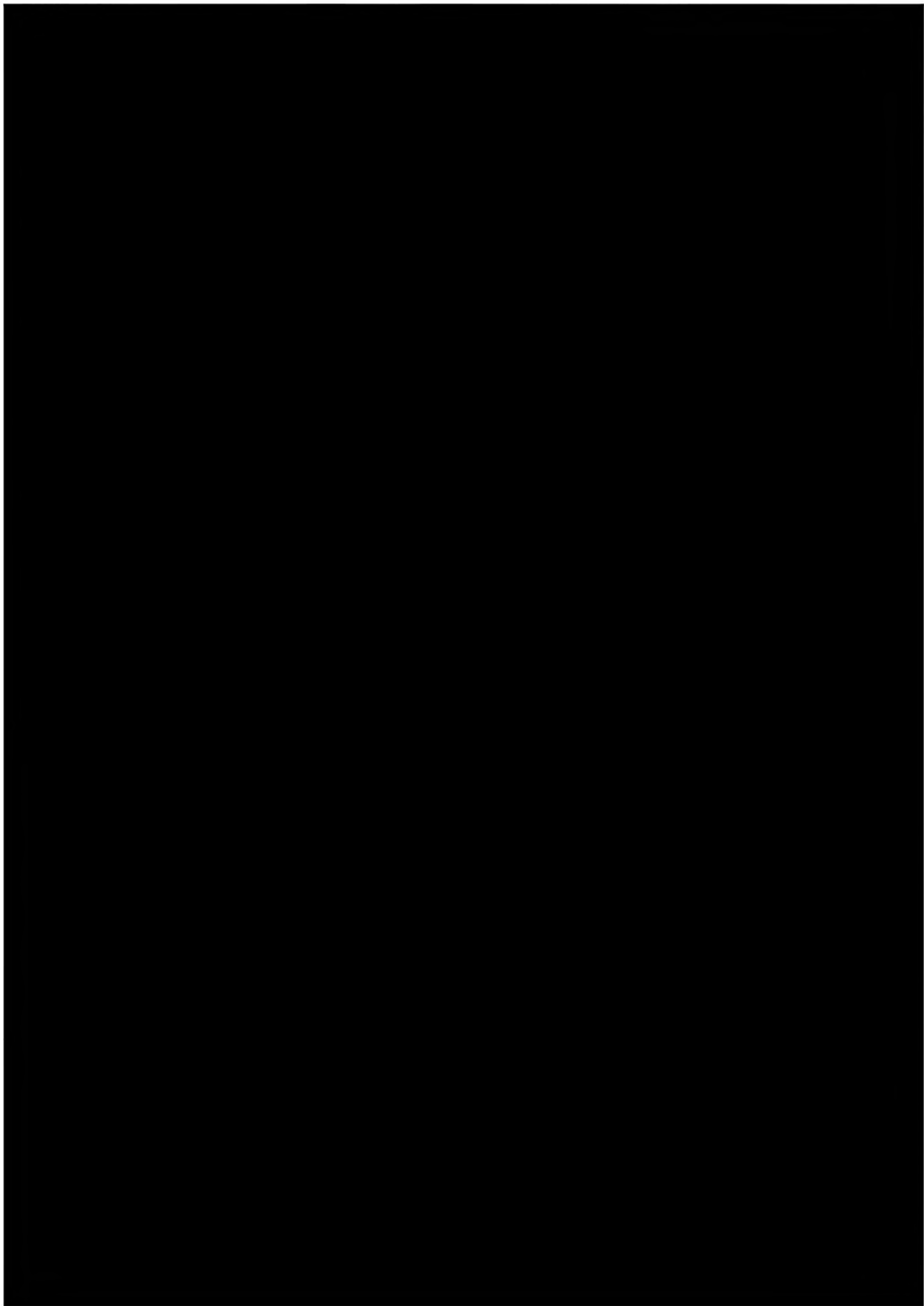
令和3年7月21日

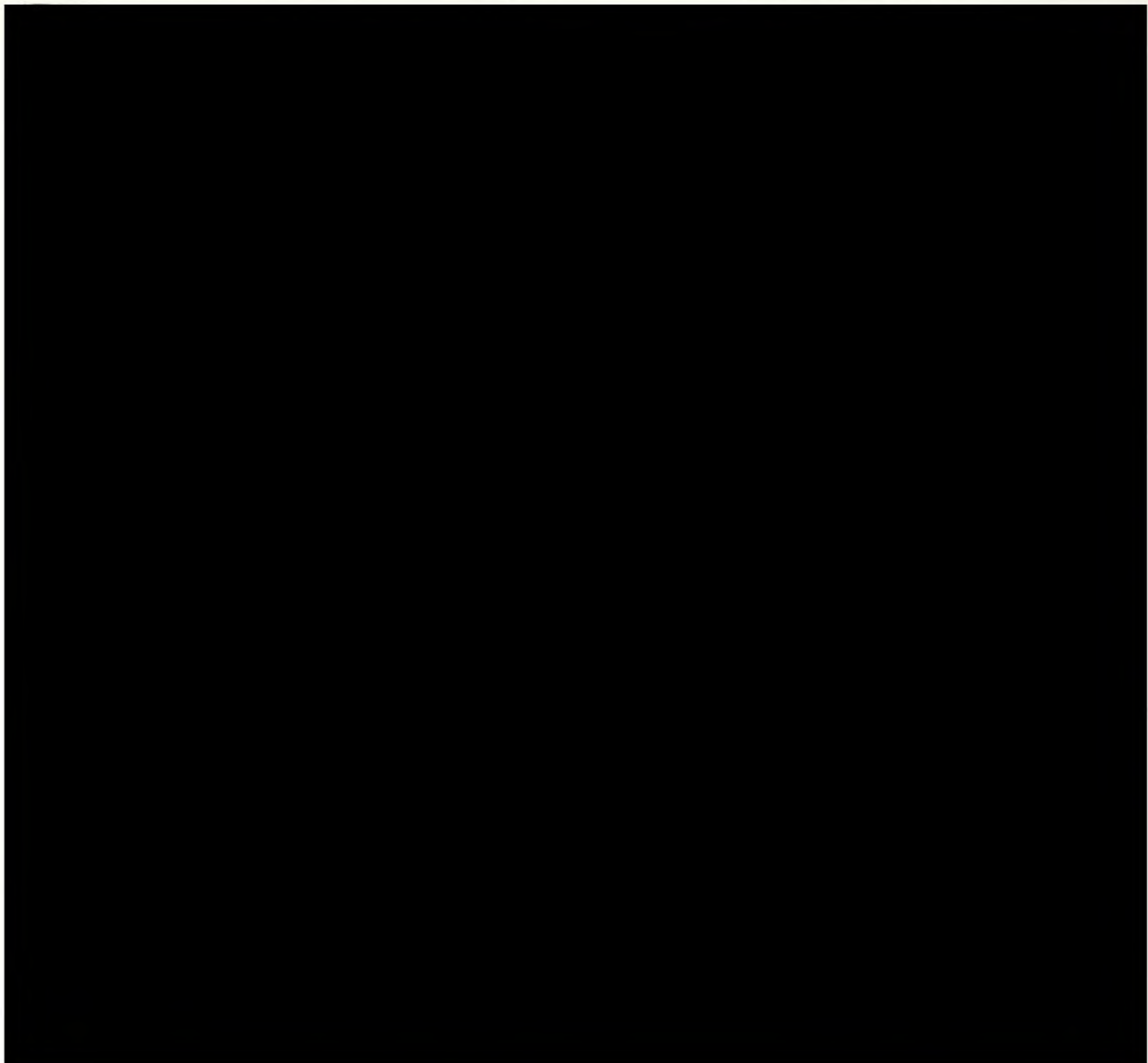
森林経営課
治山課

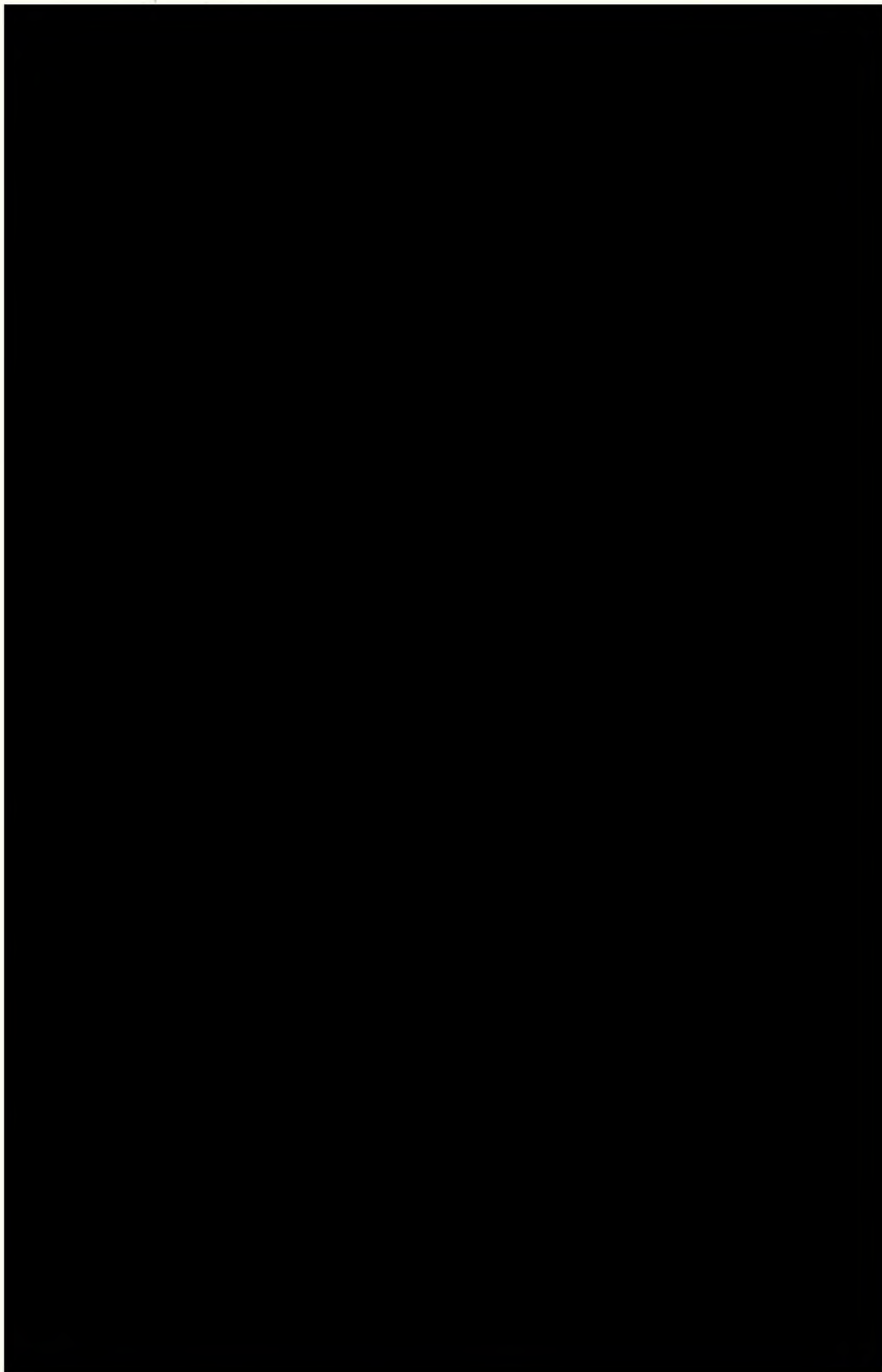
箇所：静岡県熱海市伊豆山地区内

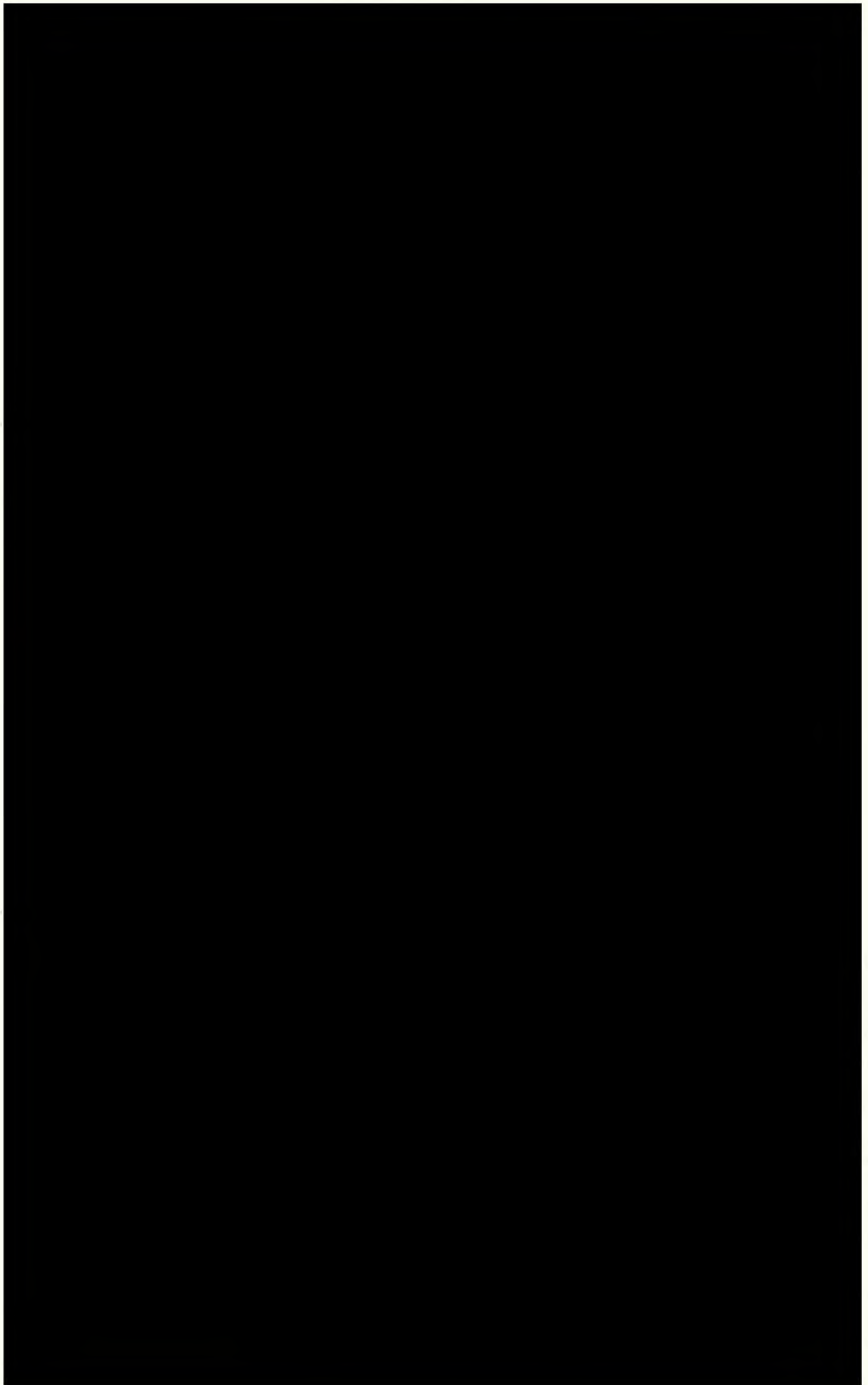
○7/20現地調査箇所

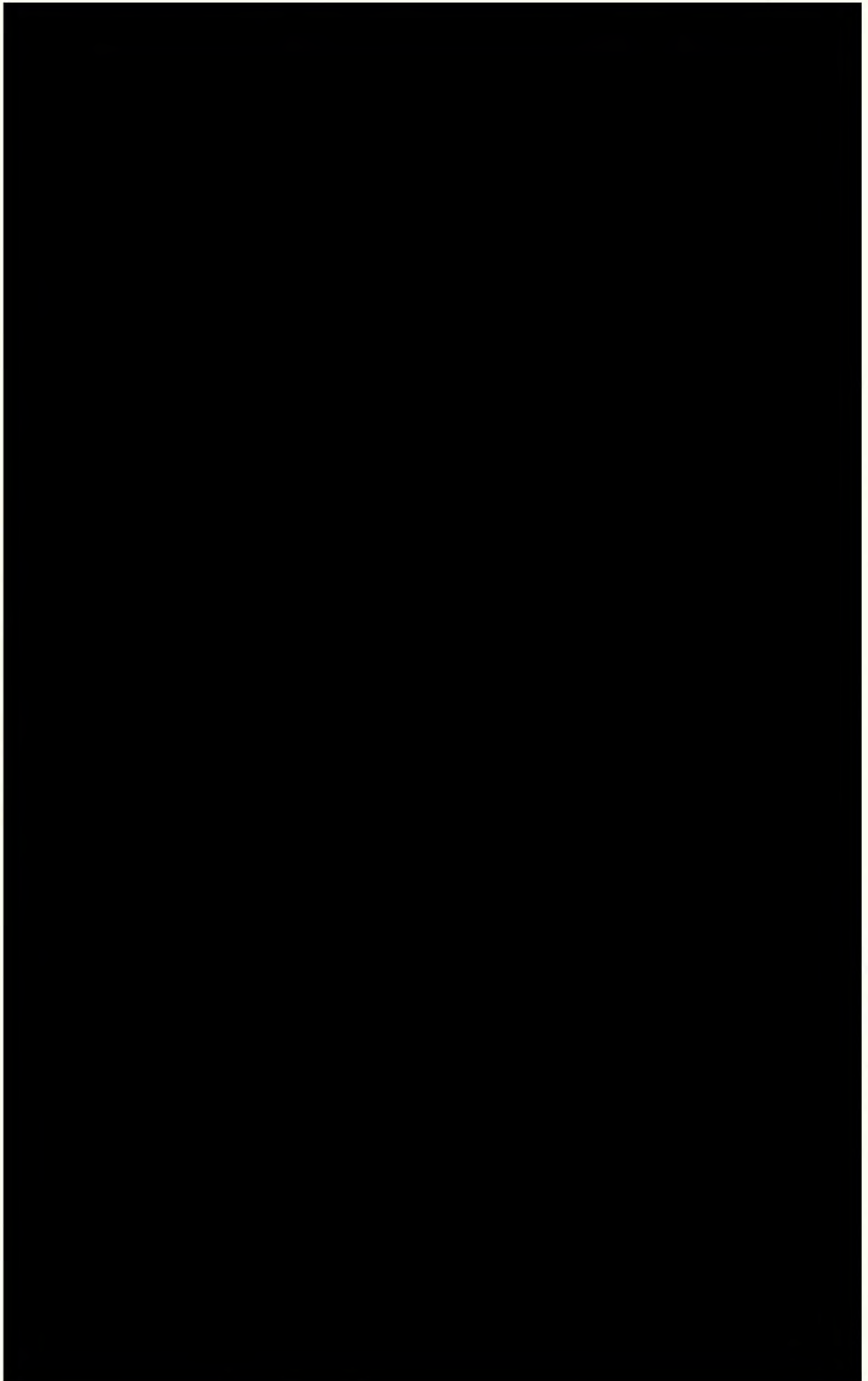


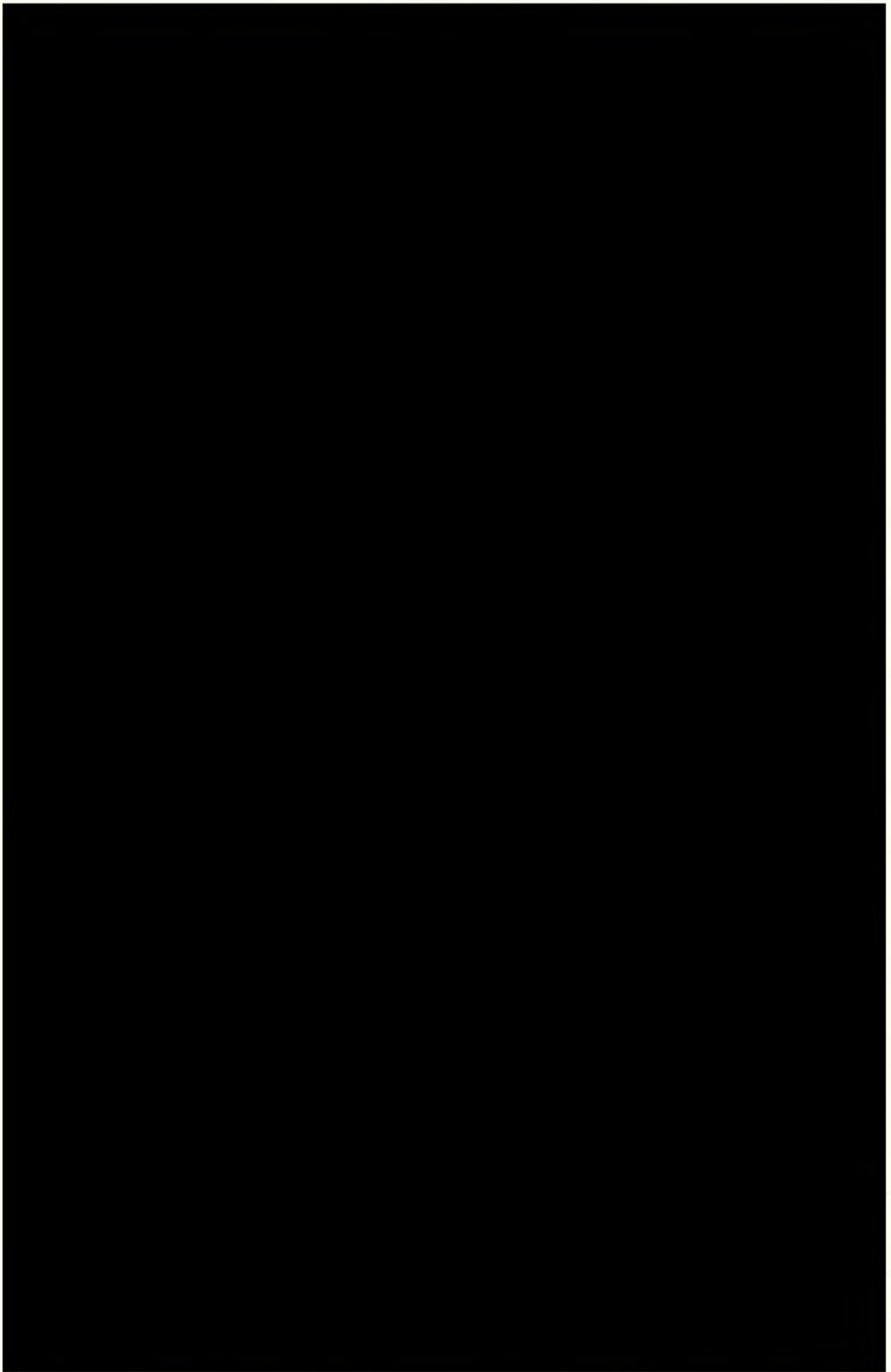
















No. 17

余 白

No. 18

余 白